

「(仮称)第二中九州大仁田山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する
環境大臣意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、宮崎県東臼杵郡諸塚村及び西臼杵郡五ヶ瀬町において、総出力 12,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

本事業の対象事業実施区域の近隣には、本事業者が所有する別の風力発電所(中九州大仁田山風力発電所)が稼働しており、本事業においては、同発電所の設置の際に整備した既設の道路及び配電線管路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としている。

一方、対象事業実施区域内には、九州を分布域の南西端としているブナ林が面的に存在するなど、自然環境保全上重要な区域である。また、対象事業実施区域の大部分は、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく水源かん養保安林に指定されており、現状の計画では、風力発電設備等を設置するためには、同法第 26 条の規定に基づく保安林の指定の解除が必要な状況である。

加えて、本事業は大規模な土捨場を設置する計画とされており、土捨場の設置による土地改変に伴い、土砂の崩落及び流出等による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

さらに、対象事業実施区域では、クマタカの生息が確認されているほか、同区域の周辺ではその複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、これら鳥類への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、隣接する「中九州大仁田山風力発電所」の運用を通じて得られた環境保全上有益な知見等を活用した上で、以下の取組を行うこと。

事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たったの主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音に対する環境影響

本準備書における環境影響評価では、工事用資材等の輸送に伴う騒音の予測・評価として、道路に面する代表的な地点における値が、参考として用いた環境基準値を最大 10dB 上回るとされており、騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、

工所用資材等の輸送効率化による車両台数の削減、複数の輸送ルートを採用や低速走行等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による生活環境への影響を極力低減すること。また、近隣住民の生活環境への影響について把握し、影響が懸念される場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域では、クマタカの生息が確認されており、同区域の周辺ではその複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。

したがって、本事業の実施による影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装及びシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置並びに稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 土地の改変に対する影響

本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としているものの、切土が主体の計画であることから、比較的多くの残土が発生する。これらの残土の処理のために大規模な土捨場を設置する予定とされていることから、その土地の改変に伴う土砂の崩落及び流出等による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備及び工所用道路の設置に関する工事計画を見直し、可能な限り地形の改変を抑制すること。また、それでもなお土捨場を設置する場合には、分散化を含む設置位置の選定及び擁壁等の構造物の活用等により、土砂の崩落及び流出等を回避又は極力低減すること。